

(別紙様式4)

## 公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
洪水予測システム外借入及び保守	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和3年4月1日	(株)岩崎旭川支店 北海道旭川市流通団地2条5丁目36番地	7430001001757	・会計法第29条の3第4項 ・過年度において複数年度の買貸借期間を前提に一般競争により契約を締結したものであり、買貸借期間満了まで契約を継続する必要があるため。	11,788,740	11,788,740	100.00%	-	単備契約
治水関係資料整理用機器一式借入及び保守	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和3年4月1日	(株)岩崎旭川支店 北海道旭川市流通団地2条5丁目36番地	7430001001757	・会計法第29条の3第4項 ・過年度において複数年度の買貸借期間を前提に一般競争により契約を締結したものであり、買貸借期間満了まで契約を継続する必要があるため。	965,736	965,736	100.00%	-	単備契約
用地管理システム用サーバ1式借入及び保守	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和3年4月1日	(株)岩崎旭川支店 北海道旭川市流通団地2条5丁目36番地	7430001001757	・会計法第29条の3第4項 ・過年度において複数年度の買貸借期間を前提に一般競争により契約を締結したものであり、買貸借期間満了まで契約を継続する必要があるため。	949,656	949,656	100.00%	-	単備契約
名寄農業開発事業所車庫賃貸借	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和3年4月1日	大野土建株式会社 北海道士別市大通西1丁目5番地	9450001007239	・会計法第29条の3第4項 ・過年度において複数年度の買貸借期間を前提に一般競争により契約を締結したものであり、買貸借期間満了まで契約を継続する必要があるため。	2,590,988	2,590,988	100.00%	-	
琴平～茂島間 水質外資料作成	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和3年4月1日	国立大学法人北海道大学 北海道札幌市北区北八条西5	6430005004014	・会計法第29条の3第4項 ・企画提案書の評価において、調査等に必要優れた情報資料及び技術等を有するとして特定した者である。(企画競争方式)	11,726,000	11,532,048	98.34%	-	
琴平～茂島間 動物環境外資料作成	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和3年4月1日	国立大学法人北海道大学 北海道札幌市北区北八条西5	6430005004014	・会計法第29条の3第4項 ・企画提案書の評価において、調査等に必要優れた情報資料及び技術等を有するとして特定した者である。(企画競争方式)	10,890,000	10,697,478	98.23%	-	
旭川開発建設部管内 道路気象情報提供	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和3年4月1日	一般財団法人日本気象協会北海道支社	4013305001526	・会計法第29条の3第4項 ・企画提案書の評価において、調査等に必要優れた情報資料及び技術等を有するとして特定した者である。(企画競争方式)	12,936,000	12,936,000	100.00%	-	
旭川開発建設部管内 洪水予測システム情報外提供	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和3年4月1日	一般財団法人 日本気象協会北海道支社	4013305001526	・会計法第29条の3第4項 ・企画提案書の評価において、調査等に必要優れた情報資料及び技術等を有するとして特定した者である。(企画競争方式)	9,944,000	9,944,000	100.00%	-	
士別河川防災ステーション等維持管理委託業務	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和3年4月1日	士別市 士別市東6条4丁目1番地	4000020012203	・会計法第29条の3第4項 ・本委託は、河川管理者北海道開発局長と士別市長がそれぞれ部分所有する防災ステーション及び防災ステーションに河川管理者が設置した河川管理施設等を洪水時等に水防活動、緊急復旧活動拠点として使用し、又は平常時に河川事業の啓発及び一般利用者の安全な使用に供するため、平成18年4月に維持管理運営に係る業務の内容等について必要な事項を定めており、河川法第99条に基づき士別市に委託して業務の円滑な実施を図る必要があるため。	9,649,245	9,649,245	100.00%	-	
十勝岳火山砂防情報センター維持管理委託業務	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和3年4月1日	美瑛町 上川郡美瑛町本町4丁目6番1号	8000020014591	・会計法第29条の3第4項 ・本委託は、当該情報センターが十勝岳火山情報の提供基地として機能を保持し、砂防事業の必要性について広く一般に啓蒙する施設として機能させるため、平成4年10月に維持管理方法などについて定めており、当該情報センターのある美瑛町に委託して安全かつ円滑な管理運営を図る必要があるため。	7,432,000	7,432,000	100.00%	-	
名寄融雪溝維持管理委託業務	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和3年4月1日	名寄市 名寄市大通南1丁目1番地	4000020012211	・会計法第29条の3第4項 ・本委託は、一般国道40号の名寄融雪溝の公共的機能を確保し、適正な維持管理を行うため、平成11年12月に地元自治体の名寄市と施設の維持管理等について必要な事項を定めており、名寄市に委託して融雪溝利用の業務の円滑な実施を図る必要があるため。	17,196,000	17,196,000	100.00%	-	
旭川市中央地区流雪溝共用施設維持管理業務	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和3年4月1日	旭川市 旭川市6条通9丁目	9000020012041	・会計法第29条の3第4項 ・本委託は、旭川市中央地区における流雪溝の公共的機能を確保し、適正な維持管理を行うため、平成7年2月に地元自治体の旭川市外と施設の維持管理等について基本的な事項を定めており、旭川市に委託して流雪溝の安全かつ円滑な管理運営を図る必要があるため。	13,044,049	13,044,049	100.00%	-	
下川流雪溝共用施設維持管理委託業務	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和3年4月1日	下川町 上川郡下川町幸町63番地	9000020014681	・会計法第29条の3第4項 ・本委託は、一般国道203号を含む道路等における下川流雪溝の公共性及び利用者の利便を確保し、適正な維持管理を行うため、平成14年4月に地元自治体の下川町外と施設の維持管理等について必要な事項を定めており、下川町に委託して流雪溝の安全かつ円滑な管理運営を図る必要があるため。	9,654,228	9,654,228	100.00%	-	
士別市流雪溝共用施設維持管理委託業務	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和3年4月1日	士別市 士別市東6条4丁目1番地	4000020012203	・会計法第29条の3第4項 ・本委託は、一般国道40号を含む道路等の士別市街に設置された流雪溝の公共性及び利用者の利便を確保し、適正な維持管理を行うため、平成7年9月に地元自治体の士別市外と施設の維持管理等について基本的な事項を定めており、士別市に委託して流雪溝の安全かつ円滑な管理運営を図る必要があるため。	19,728,792	19,728,792	100.00%	-	
雪堆積場に関する協定に係る負担金	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和3年4月1日	旭川市 旭川市6条通9丁目	9000020012041	・会計法第29条の3第4項 ・本委託は、旭川道路事務所管内の旭川市内における雪堆積場解体等を行うため、旭川市が設けた雪堆積場に関する協定により、旭川市に投雪量に応じた費用を負担する必要があるため。	23,234,213	23,234,213	100.00%	-	
令和3年度定期刊行物 北海道通信	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和3年4月1日	(株)北海道通信社 北海道札幌市中央区北5条西6丁目	8430001022158	会計法第29条の3第4項 再販売価格が維持され、供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入のため。	1,944,000	1,944,000	100.00%	-	

(別紙様式4)

## 公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
敷地賃貸借(富良野地域農業開発事業所)	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和3年4月1日	富良野市 北海道富良野市弥生町1番1号	9000020012297	会計法第29条の3第4項 当部では、富良野地域農業開発事業所庁舎敷地として、富良野市から土地を借受しているところであるが、事業遂行のため引き続き庁舎敷地を確保する必要があり、契約の相手方が限定されるため。	1,908,879	1,908,879	100.00%	-	
官報公告等掲載	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和3年4月1日	独立行政法人国立印刷局 東京都港区虎ノ門二丁目2番5号	6010405003434	会計法第29条の3第4項 本件業務を提供する唯一の者であるため。	1,844,333	1,844,333	100.00%	-	
旭川開発建設部管内 道路気象情報提供	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和3年4月1日	一般財団法人 日本気象協会北海道支社 札幌市中央区北4条西23丁目	4013305001526	・会計法第29条の3第4項 ・企画提案書の評価において、調査等に必要優れた情報資料及び技術等を有するとして特定した者である(企画競争方式)	12,936,000	12,936,000	100.00%	-	
令和3年度比布JCTの雪氷対策作業に関する受委託契約	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和3年4月1日	東日本高速道路(株) 札幌市厚別区大谷地西5丁目12番30号	901000109516	・会計法第29条の3第4項 ・本契約は、平成29年9月7日に締結した「高規格幹線道路旭川・紋別自動車道と北海道縦貫自動車道 函館名寄線との連結に伴う管理等に関する細目協定(以下「細目協定」という。第5条に基づき行うものである。) 細目協定では、北海道開発局長が管理する比布JCTのオフランプ(ランプ及びDランプ)における路面の除雪作業、凍結防止剤散布作業その他の雪氷対策に関する作業(以下「雪氷対策作業」という。))について、東日本高速道路株式会社北海道支社長に委託し、東日本高速道路株式会社北海道支社長は雪氷対策を行うものとしており、雪氷対策作業を行う場合の費用については北海道開発局長が負担するものとしている。 また、雪氷対策作業の受委託にあたり、旭川開発建設部長と東日本高速道路株式会社北海道支社長は、事業年度ごとに、別途、受委託契約を締結するものとしている。	1,233,521	1,233,521	10000.00%	-	
音威子府バイパス建設事業に関わる自然環境監視	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和3年4月6日	特定非常利活動法人ECOの声 北海道中川郡中川町字中川417	1450005002508	・会計法第29条の3第4項 ・企画提案書の評価において、調査等に必要優れた情報資料及び技術等を有するとして特定した者である。(企画競争方式)	3,608,000	3,529,731	97.83%	-	
旭川開発建設部用地取得等のための不動産鑑定評価業務(土別市、名寄市)	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和3年4月27日	花井不動産鑑定株式会社 北海道札幌市厚別区厚別北3条4丁目7番3号	9430001081905	・会計法第29条の3第4項 ・企画提案書の評価において、調査等に必要優れた情報資料及び技術等を有するとして特定した者である。(企画競争方式)	1,680,800	1,680,800	100.00%	-	
旭川開発建設部 危機管理演習運営	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和3年4月27日	日本データサービス株式会社 北海道札幌市東区北十六条東19丁目1番14号	9430001020986	・会計法第29条の3第4項 ・企画提案書の評価において、調査等に必要優れた情報資料及び技術等を有するとして特定した者である。(企画競争方式)	10,997,212	10,978,000	99.82%	-	
北野地区 事業推進調整等委託業務	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和3年5月14日	鷹栖町 上川郡鷹栖町南1条3丁目5番1号	1000020014524	会計法第29条の3第4項 本委託業務は、国営緊急農地再編整備事業「北野地区」の翌年度の工事実施に向けた整備要望について、工事区域の調査、調整、整理等を行うものである。 本委託業務の履行にあたっては、工事調整に必要なライフライン(水道、町道、排水路等)の施設情報と併せ、農業者及び農地の地番、地積、権利関係等の特定の情報が不可欠である。 鷹栖町は、当該地域の特定の情報となる地番、地積、権利関係等の情報を管理する農地基本台帳を有する唯一の機関である。	4,987,200	4,987,200	100.00%	-	
国営旭東土地改良事業(国営緊急農地再編整備事業)の換地処分等	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和3年5月18日	北海道 札幌市中央区北3条西6丁目	7000020010006	会計法第29条の3第4項 本委託業務は、国営緊急農地再編整備事業旭東地区の事業計画に基づき、換地計画の策定を行うものである。 本業務の遂行に当たり、土地改良法第89条の2において、農林水産大臣は、国営土地改良事業について、その事業の性質上、国の行う換地処分等の必要があるときは、換地計画を定めなければならないとされている。また、土地改良法施行令第51条の2において、土地改良法第89条の2の規定による農林水産大臣の権限に属する事務のうちその施行に係る地域の全部を都道府県の区域の一部とする国営土地改良事業に係るものは、当該都道府県知事が行うこととされている。併せて、国営土地改良事業に係る換地関係業務取扱要領(昭和49年7月12日49構改B第1233号)の「第2の5の(委託契約の締結)」において、都道府県知事と委託契約するものとされている。	23,362,600	23,362,600	100.00%	-	
国営愛別土地改良事業(国営緊急農地再編整備事業)の換地処分等	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和3年5月18日	北海道 札幌市中央区北3条西6丁目	7000020010006	会計法第29条の3第4項 本委託業務は、国営緊急農地再編整備事業愛別地区の事業計画に基づき、換地計画の策定を行うものである。 本業務の遂行に当たり、土地改良法第89条の2において、農林水産大臣は、国営土地改良事業について、その事業の性質上、国の行う換地処分等の必要があるときは、換地計画を定めなければならないとされている。また、土地改良法施行令第51条の2において、土地改良法第89条の2の規定による農林水産大臣の権限に属する事務のうちその施行に係る地域の全部を都道府県の区域の一部とする国営土地改良事業に係るものは、当該都道府県知事が行うこととされている。併せて、国営土地改良事業に係る換地関係業務取扱要領(昭和49年7月12日49構改B第1233号)の「第2の5の(委託契約の締結)」において、都道府県知事と委託契約するものとされている。	73,634,400	73,634,400	100.00%	-	
国営北野土地改良事業(国営緊急農地再編整備事業)の換地処分等	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和3年5月18日	北海道 札幌市中央区北3条西6丁目	7000020010006	会計法第29条の3第4項 本委託業務は、国営緊急農地再編整備事業北野地区の事業計画に基づき、換地計画の策定を行うものである。 本業務の遂行に当たり、土地改良法第89条の2において、農林水産大臣は、国営土地改良事業について、その事業の性質上、国の行う換地処分等の必要があるときは、換地計画を定めなければならないとされている。また、土地改良法施行令第51条の2において、土地改良法第89条の2の規定による農林水産大臣の権限に属する事務のうちその施行に係る地域の全部を都道府県の区域の一部とする国営土地改良事業に係るものは、当該都道府県知事が行うこととされている。併せて、国営土地改良事業に係る換地関係業務取扱要領(昭和49年7月12日49構改B第1233号)の「第2の5の(委託契約の締結)」において、都道府県知事と委託契約するものとされている。	58,992,600	58,992,600	100.00%	-	

(別紙様式4)

## 公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
国営大雪東川第一及び国営大雪東川第二土地改良事業(国営緊急農地再編整備事業)の換地処分等	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和3年5月18日	北海道 札幌市中央区北3条西6丁目	7000020010006	会計法第29条の3第4項 本委託業務は、国営緊急農地再編整備事業大雪東川第一地区及び大雪東川第二地区の事業計画に基づき、換地計画の策定を行うものである。 本業務の遂行にあたり、土地改良法第89条の2において、農林水産大臣は、国営土地改良事業について、その事業の性質上、国の行う換地処分等の必要があるときは、換地計画を定めなければならないとされている。また、土地改良法施行令第51条の2において、土地改良法第89条の2の規定による農林水産大臣の権限に属する事務のうちその施行に係る地域の全部を都道府県の区域の一部とする国営土地改良事業に係るものは、当該都道府県知事が行うこととされている。併せて、国営土地改良事業に係る換地関係業務取扱要領(昭和49年7月12日49構改B第1233号)の「第2の5(委託契約の締結)」において、都道府県知事と委託契約するものとされている。	89,674,600	89,674,600	100.00%	-	
国営旭東東神楽土地改良事業(国営農地再編整備事業)の換地処分等	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和3年5月18日	北海道 札幌市中央区北3条西6丁目	7000020010006	会計法第29条の3第4項 本委託業務は、国営緊急農地再編整備事業旭東東神楽地区の事業計画に基づき、換地計画の策定を行うものである。 本業務の遂行にあたり、土地改良法第89条の2において、農林水産大臣は、国営土地改良事業について、その事業の性質上、国の行う換地処分等の必要があるときは、換地計画を定めなければならないとされている。また、土地改良法施行令第51条の2において、土地改良法第89条の2の規定による農林水産大臣の権限に属する事務のうちその施行に係る地域の全部を都道府県の区域の一部とする国営土地改良事業に係るものは、当該都道府県知事が行うこととされている。併せて、国営土地改良事業に係る換地関係業務取扱要領(昭和49年7月12日49構改B第1233号)の「第2の5(委託契約の締結)」において、都道府県知事と委託契約するものとされている。	21,133,900	21,133,900	100.00%	-	
国営上士別土地改良事業(国営農地再編整備事業)の換地処分等	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和3年5月18日	北海道 札幌市中央区北3条西6丁目	7000020010006	会計法第29条の3第4項 本委託業務は、国営農地再編整備事業上士別地区の事業計画に基づき、換地計画の策定を行うものである。 本業務の遂行にあたり、土地改良法第89条の2において、農林水産大臣は、国営土地改良事業について、その事業の性質上、国の行う換地処分等の必要があるときは、換地計画を定めなければならないとされている。また、土地改良法施行令第51条の2において、土地改良法第89条の2の規定による農林水産大臣の権限に属する事務のうちその施行に係る地域の全部を都道府県の区域の一部とする国営土地改良事業に係るものは、当該都道府県知事が行うこととされている。併せて、国営土地改良事業に係る換地関係業務取扱要領(昭和49年7月12日49構改B第1233号)の「第2の5(委託契約の締結)」において、都道府県知事と委託契約するものとされている。	3,527,700	3,527,700	100.00%	-	
愛別地区 事業推進調整等委託業務	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和3年6月7日	愛別町 上川郡愛別町字木町179番地	8000020014567	会計法第29条の3第4項 本委託業務は、国営緊急農地再編整備事業「北野地区」の翌年度の工事実施に向けた整備要望や作付計画について、工事区域の調査、調整、整理等を行うものである。 本委託業務の履行にあたっては、工事調整に必要なライフライン(水道、町道、排水路等)の施設情報と併せ、農業者及び農地の地番、地積、権利関係等の特定の情報が必要不可欠である。 農業者は、各種施設の管理者でもあり、地域の施設情報が把握されているとともに、農地基本台帳等をもとに地番、地積、権利関係等の情報について把握している唯一の機関である。	4,959,900	4,959,900	10000.00%	-	
大雪東川第二地区 受益状況調査等委託業務	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和3年6月11日	東和土地改良区 旭川市東旭川町旭正312番地	4700150033980	会計法第29条の3第4項 本委託業務は、国営緊急農地再編整備事業「大雪東川第二地区」の円滑な事業推進及び工事の円滑な実施のため、受益者の権利移動及び受益地内土地所有等の調査を行うものである。 業務の履行にあたっては、土地改良区が所有する土地改良法第29条第1項に規定する「事業に関する書類」から、対象とする組合員の権利移動、受益地内の土地所有等の権利関係等について整理を行わなければならない。 上記「事業に関する書類」は、土地改良法第29条第4項の規定により、改良区組合員及び事業に利害関係がある者以外に開示できない資料であり、当該資料を用いて本業務を履行しうるのは、これを所有する東和土地改良区が唯一の機関である。	4,910,400	4,910,400	100.00%	-	
大雪東川第一地区 受益状況調査等委託業務	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和3年6月11日	東和土地改良区 旭川市東旭川町旭正312番地	4700150033980	会計法第29条の3第4項 本委託業務は、国営緊急農地再編整備事業「大雪東川第一地区」の円滑な事業推進及び工事の円滑な実施のため、受益者の権利移動及び受益地内土地所有等の調査を行うものである。 業務の履行にあたっては、土地改良区が所有する土地改良法第29条第1項に規定する「事業に関する書類」から、対象とする組合員の権利移動、受益地内の土地所有等の権利関係等について整理を行わなければならない。 上記「事業に関する書類」は、土地改良法第29条第4項の規定により、改良区組合員及び事業に利害関係がある者以外に開示できない資料であり、当該資料を用いて本業務を履行しうるのは、これを所有する東和土地改良区が唯一の機関である。	4,815,800	4,815,800	100.00%	-	
上士別地区 事業推進調整等委託業務	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和3年6月11日	士別市 士別市東6条4丁目1番地	4000020012203	会計法第29条の3第4項 本委託業務は、国営緊急農地再編整備事業「上士別地区」における、農地の権利移動、作付状況及び経営状況等について調査を行うものである。 本委託業務の履行にあたっては、農業者が所有する農地の地番、地積、権利関係及び経営状況等の情報が必要不可欠である。 士別市は、農業者が所有する農地の地番、地積、権利関係及び経営状況等の情報を網羅している農地基本台帳を保有し管理する唯一の機関である。	2,049,000	2,049,000	10000.00%	-	

## 公共調達 の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
大雪東川第二地区 事業推進調整等委託業務	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和3年6月24日	東川町 上川郡東川町東町1丁目16番1号	8000020014583	会計法第29条の3第4項 本委託業務は、国営緊急農地再編整備事業「大雪東川第二地区」の翌年度の工事実施に向けた整備要望や作付け計画について、工事区域の調査、調整、整理等を行うものである。 本委託業務の履行にあたっては、工事調整に必要なライフライン(井戸、町道、排水路等)の施設情報と併せ、農業者及び農地の地番、地積、権利関係等の特定の情報が必要不可欠である。 東川町は、当該地域の地番、地積、権利関係等の情報を管理する農地基本台帳を有する唯一の機関である。	3,175,000	3,175,000	100.00%	-	
大雪東川第一地区 事業推進調整等委託業務	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和3年6月24日	東川町 上川郡東川町東町1丁目16番1号	8000020014583	会計法第29条の3第4項 本委託業務は、国営緊急農地再編整備事業「大雪東川第一地区」の翌年度の工事実施に向けた整備要望や作付け計画について、工事区域の調査、調整、整理等を行うものである。 本委託業務の履行にあたっては、工事調整に必要なライフライン(井戸、町道、排水路等)の施設情報と併せ、農業者及び農地の地番、地積、権利関係等の特定の情報が必要不可欠である。 東川町は、当該地域の地番、地積、権利関係等の情報を管理する農地基本台帳を有する唯一の機関である。	3,006,000	3,006,000	100.00%	-	
旭東東神楽地区 受益状況調査等委託業務	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和3年7月5日	東和土地改良区 旭川市東旭川町旭正312番地	4700150033980	会計法第29条の3第4項 本委託業務は、国営緊急再編農地再編事業「旭東東神楽地区」の円滑な事業推進及び工事の円滑な実施のため、受益者の権利移動及び受益内土地所有等の調査を行うものである。 業務の履行にあたっては、土地改良区が所有する土地改良法第29条第1項に規定する「事業に関する書類」から、対象とする組合員の権利移動、受益地内の土地所有等の権利関係等について整理を行わなければならない。 上記「事業に関する書類」は、土地改良法第29条第4項の規定により、改良区組合員及び事業に利害関係のある者以外に開示できない資料であり、当該資料を用いて本業務を履行しうるのは、これを所管する東和土地改良区が唯一の機関である。	4,919,200	4,919,200	10000.00%	-	
旭東東神楽地区 営農調査等委託業務	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和3年7月9日	東神楽農業協同組合 上川郡東神楽町北1条東1丁目2番1号	2450005000452	会計法第29条の3第4項 本委託業務は、国営緊急農地再編事業「旭東東神楽地区」の円滑な事業推進及び工事の円滑な実施のため、令和3年度の作付け状況調査を行うとともに営農推進基礎資料に資する令和3年度における旭東東神楽地区の営農実態調査を行うものである。 業務の履行にあたっては、旭東東神楽地区全体の作付けを把握したうえで、工事施工に伴う各集落毎の作付け調整・工事調整を行うため、地域の作付状況及び農家個々の経営状況等の営農に係る個人情報を含む特定の情報が必要不可欠である。 東神楽農業協同組合は、地区内農業者の作付け計画及び特定の情報となる経営状況等の個人情報を含む営農計画書を保有・管理している唯一の機関である。	2,438,000	2,438,000	100.00%	-	
旭東東神楽地区 事業推進調整等委託業務	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和3年7月9日	東神楽町 上川郡東神楽町南1条西1丁目3番1号	1000020014532	会計法第29条の3第4項 本委託業務は、国営緊急農地再編整備事業「旭東東神楽地区」の円滑な事業推進を図るため、翌年度の工事実施に向けた整備要望や作付け計画について、関係する受益者との調整等を行うものである。 本委託業務の履行にあたっては、工事調整に必要なライフライン(井戸、町道、排水路等)の施設情報と併せ、農業者及び農地の地番、地積、権利関係等の特定の情報が必要不可欠である。 東神楽町は、各種施設の管理者でもあり、地域の施設情報が把握されているとともに、農地基本台帳等をもとに当該地域の地番、地積、権利関係等の情報についても把握している唯一の機関である。	4,799,000	4,799,000	100.00%	-	
道の駅とうま給水ポンプ修繕	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和3年7月12日	大洋設備株式会社 旭川市東3条5丁目2番7号	4450001001709	会計法第29条の3第4項 本件は、「道の駅とうま」の公衆トイレ用の給水ポンプの修繕を行うものである。 給水ポンプ2基のうち、1基の老朽化が著しく使用に耐えられない状態となった。1基での稼働は、過度に負荷が掛かるため、給水ポンプの稼働停止のおそれもあることから、早急な対応が必要である。加えて夏の行楽シーズンを迎え、来場者が増えることから、給水ポンプの修繕は急務である。 大洋設備株式会社は作業に必要な経験と実績を有しており、最も迅速で適切な対応ができる者である。	1,917,300	1,917,300	100.00%	-	
大雪東川第二地区 営農調査等委託業務	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和3年7月26日	東川町農業協同組合 上川郡東川町西町1丁目5番1号	2450005000452	会計法第29条の3第4項 本委託業務は、国営緊急農地再編事業「大雪東川第二地区」の円滑な事業推進及び工事の円滑な実施のため、令和2年度の作付け状況調査を行うとともに営農推進基礎資料に資する令和2年度における大雪東川第二地区の営農実態調査を行うものである。 業務の履行にあたっては、東川地域全体の作付けを把握したうえで、工事施工に伴う各集落毎の作付け調整・受益者調整等を行うため、地域の作付状況及び農家個々の経営状況等の営農に係る個人情報を含む特定の情報が必要不可欠である。 東川町農業協同組合は、地区内農業者の作付け計画及び特定の情報となる経営状況等の個人情報を含む営農計画書を保有・管理している唯一の機関である。	2,175,800	2,175,800	100.00%	-	

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
大雪東川第一地区 営農調査等委託業務	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和3年7月26日	東川町農業協同組合 上川郡東川町西町1丁目5番1号	2450005000452	会計法第29条の3第4項 本委託業務は、国営緊急農地再編事業「大雪東川第二地区」の円滑な事業推進及び工事の円滑な実施のため、令和2年度の作付け状況調査を行うとともに営農推進基礎資料に資する令和2年度における大雪東川第二地区の営農実態調査を行うものである。 業務の履行にあたっては、東川地域全体の作付け把握を踏まえ、工事施工に伴う各集落毎の作付調整・受益者調整等を行うため、地域の作付状況及び農家個々の経営状況等の営農に係る個人情報を含む特定の情報が不可欠である。 東川町農業協同組合は、地区内農業者の作付計画及び特定の情報となる経営状況等の個人情報を含む営農計画書を保有・管理している唯一の機関である。	2,076,800	2,076,800	100.00%	-	
上川管理ステーション エアコン室外機修理	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和3年8月11日	有限会社鈴木組 上川郡上川町本町57番地2	1450002003079	会計法第29条の3第4項 上川管理ステーションには多数の通信機器等が設置されており、通信機器等を正常に稼働させるため、室温を25℃に保つ必要がある。 エアコンの室外機の圧縮機2個のうち、1個が故障し残りの1個で運転している状態であるが、過度に負荷が掛かるとともに、運転能力が半減されるため、早急な修理が必要である。 有限会社鈴木組は作業に必要な経験と実績を有しており、最も迅速で適切な対応ができる者である。	1,799,600	1,799,600	100.00%	-	
北野地区 施設管理調査等委託業務	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和3年8月23日	大雪土地改良区 旭川市東鷹橋4条5丁目639番地の130	1700150033843	会計法第29条の3第4項 本委託業務は、国営緊急農地再編整備事業「北野地区」の円滑な事業推進及び工事の円滑な実施のため、受益者の権利移動及び受益地内土地所有等の調査を行うものである。 業務の履行にあたっては、土地改良区が所有する土地改良法第29条第1項に規定する「事業に関する書類」から、対象とする組合員の権利移動、課賦金状況の再整理等を行うものである。 上記「事業に関する書類」は、土地改良法第29条第4項の規定により、改良区組合員及び事業に利害関係がある者以外に開示できない資料であり、当該資料を用いて本業務を履行しようとするのは、これを所管する大雪土地改良区が唯一の機関である。	3,040,000	3,040,000	100.00%	-	
一般国道39号上川町白雲橋低濃度PCB廃棄物処分	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和3年9月2日	エコシステム秋田株式会社 秋田県大館市花岡町字堤尻42番地	2410001006077	会計法第29条の3第4項 本業務は、旭川道路事務所上川分庁舎管内で発生した低濃度PCB(ポリ塩化ビフェニル)を含んだ塗膜くず等について、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法(平成19年法律65号)」に基づき、処分を行うものである。 PCBを含んだ塗膜の処分にあたっては、環境省が定めた「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」で、PCB廃棄物保管事業者自ら又は日本環境安全事業株式会社(旧環境事業団)もしくは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)に基づき許可を受けたポリ塩化ビフェニルに係る特別管理産業廃棄物処分業者に委託して、適正に処分しなければならないとされている。 現在、廃棄物処理法に基づく無害化処理認定を受けた者の中でPCB濃度5,000mg/kgを超え100,000mg/kg以下の低濃度PCBを含んだ塗膜くず等を受け入れ処分できる業者は北海道にない、道外に受け入れ可能な業者は、3者存在する。道外に受け入れ可能な3者の中では、低濃度PCBの発生場所である旭川道路事務所上川分庁舎から最も近い東北の秋田県に処分場が位置し、なおかつ事前の調査で処分費が最も安価であった当該事業者が本業務を履行するうえで著しく有利な価格をもって契約することができる事業者と認められる。 以上のことから、会計法第29条の3第4項及び予算予決及び会計令第102条の4第4号ロの規定に基づき、エコシステム秋田株式会社を契約の相手方として選定するものである。	14,696,000	13,871,000	94.38%	-	
土石流とともに流出する流木塊の実態とその発達プロセスに基づく流木塊規模推定手法	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和3年10月5日	国立大学法人 北海道大学 大学院 農学研究院	6430005004014	・会計法第29条の3第4項 ・当該研究は、国土交通省が実施した、「平成31年度河川砂防技術研究開発公募(地域課題分野)」に基づき委託研究契約を締結するものである。 「河川砂防技術研究開発公募(地域課題分野)」は、国土交通省が実施する砂防関係事業等における技術的な課題に対して、地域の研究機関に所属する研究者と国土交通省(札幌)をフィールドとした現地調査等を通じて共同して研究開発を行い、砂防事業実施上の課題を解決することを目的として創設されたものである。 「国土交通省が実施する砂防関係事業等における一般的な砂防事業実施上の技術的な課題、または固有の砂防事業実施上の技術的な課題」について公募を行い、応募のあった課題から、有識者で構成される砂防技術評価委員会地域課題評価分科会の審査を経て決定された「土石流とともに流出する流木塊の実態とその発達プロセスに基づく流木塊規模推定手法」について平成31年度の新規課題として選定されたものである。 よって、本委託は、審議会等により委託先が決定されたものと委託契約に該当するので随意契約するものである。	1,215,000	1,215,000	100.00%	-	
道の駅ほろかない用光ケーブル架空線路補修	武井 一郎 旭川開発建設部 旭川市宮前1条3丁目3番15号	令和3年11月15日	東邦電設株式会社 旭川市東光3条3丁目1番10号	5450001002144	会計法第29条の3第4項 11月2日に点検会社より道の駅ほろかない内の光ケーブル用電柱が折損されている事を確認したと連絡があった。(光ケーブルは異常なし) 現地確認の結果、当該電柱の折損及び近接電柱の傾斜が確認された。復旧しないと他の電柱も折損し通行者へ危険を及ぼす恐れがある。また、光ケーブルも切断に至る恐れがある事から緊急的に修理を行う必要がある。 東邦電設株式会社は、「平成29年度旭川開発建設部管内 通信設備外設置工事」において本電柱を施工した会社であり、現場条件や設備復旧に必要な事前準備を熟知し、緊急対応が可能な体制を有している。	2,530,000	2,530,000	100.00%	-	

(別紙様式4)

公共調達 の 適正化 について (平成18年8月25日付財計第2017号) に 基づく 随意 契約 に 係る 情報 の 公表 (物品 役務 等)

物品 役務 等 の 名称 及び 数量	契約 担当 官 等 の 氏 名 並 び に そ の 所 属 す る 部 局 の 名称 及 び 所 在 地	契約 を 締 結 し た 日	契約 の 相 手 方 の 称 号 又 は 名称 及 び 住 所	法人 番号	随意 契約 に よ る こと と し た 会計 法 令 の 根 拠 条 文 及 び 理 由 (企 画 競争 又 は 公募)	予 定 価 格	契約 金額	落 札 率	再 就 職 の 役 員 の 数	備 考
大雪 除 雪 ステー ション 給 水 ポンプ 修理	武 井 一 郎 旭 川 開 発 建設 部 旭 川 市 宮 前 1 条 3 丁 目 3 番 15 号	令和 3 年 11 月 30 日	有限 会社 鈴木 組 上 川 郡 上 川 町 本 町 57 番 地 2	1450002003079	会計 法 第 29 条 の 3 第 4 項 大雪 除 雪 ステー ション は、年 維 持 請 負 業者 が 使用 す る 他 に トイレ は 一 般 開放 し て い る 公共 施設 で あ る。 当 該 施設 は 上 水 道 が 敷 設 さ れ て い な い た め、汚 水 を ろ 過 し て 飲料 水 等 に 利用 し て い る。ろ 過 装置 に 送 水 す る ポンプ が 故障 し て 制御 不 能 と な っ て い る た め、ろ 過 装置 等 が 故障 す る 恐れ が あり、早 急 な 給 水 ポンプ の 修理 が 必要 で あ る。 有限 会社 鈴木 組 は 作業 に 必要 な 経験 と 実績 を 有 し て お り、最 も 迅速 で 適切 な 対応 が で き る 者 で あ る。	1,397,000	1,397,000	100.00%	-	